

大情審答申第 362 号  
平成 26 年 3 月 14 日

大阪市長職務代理者  
大阪市の市長 村上 龍一 様

大阪市情報公開審査会  
会長 小野 一郎

## 大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年 9 月25日付け大政第213号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 8 月 21 日付け大政第 172 号により行った公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 8 月 7 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（い）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、公開請求を拒否する理由を別表の（う）欄のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 8 月 27 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 区長は、各区のホームページで自身のプロフィールを公開してきた（市長の鶴の一声で全員右に倣って本人が同意、すなわち個人情報保護条例を無視して、公開されてきた）。

2 本件決定の前、異議申立人が特定される情報はそのまま良い（異議申立人本人の同意）と言ったのに、今回この担当はなぜこんな決定をしてくるのか。

ミス隠す意図しか市民は読めない。瑣末な事項をあげへつらい、ミス隠す作為がミエミエである。おまえ達はダブルスタンダードか。

3 理由説明書には特定個人の氏名が記載されているから公開拒否としたとある。しかし、特定個人がこの担当から文書の送付を受けたという事実を知るには異議申立人以外の何人かが本件請求に係る公開請求書を公開請求しなければならない。もしも実施機関がこの公開請求を受理して何らかの方法で公開をする時にこそ条例第7条第1号により個人名は非公開とすべきである（部分公開とする）。本件請求の時点から個人情報保護を持ち出すべきではない。

4 公開請求者も添付文書に記載されている特定個人も同一人物で、異議申立人自身である。既公開公文書として市民に公開された以降は正しくこの部分はマスキングされて公開されるのではないか。

5 本件決定は組織ぐるみのミスの隠ぺいである。市民に知られてはいけない恥部である。だからこんな理屈をつけて、公文例違反、事務局のデタラメを隠そうとしている意図が明らかである。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求には平成24年8月1日付けで政策企画室公開制度等担当（当時。以下「当担当」という。）が送付した文書が添付されており、その文書には宛名として特定個人の氏名が記載されていることから、本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）が存在しているか否かを答えることにより、特定個人が当担当から文書の送付を受けたという条例第7条第1号により非公開とすべき個人情報を公開することとなる。

そこで、特定個人の氏名を除いたとしても、請求の趣旨を損ねることはないと思われることから、特定個人の氏名を削除する補正の依頼を行うため、平成24年8月13日付けで「補正をしていただきたい箇所があるため、当担当あて連絡をいただきたい」旨の文書を異議申立人あて送付したところ、同年8月14日、異議申立人から連絡があり、上記の内容を説明したが、補正には応じない旨の回答があった。以上の理由から、本件決定を行ったものである。

2 異議申立人は、上記1の補正には応じない旨の回答の際に、当担当に対し「本人が特定される情報はそのままかまわないと本人が同意している」旨を伝えていることから、本件決定を取り消し、本件文書の存否を応答し、公開決定等を行うことを求めている。

しかしながら、公文書の公開の請求は何人も行うことができ、条例に基づく公開、

非公開の判断は請求者の立場の如何を問わず一律に行うべきであることを踏まえると、たとえ請求者本人に係る個人情報であったとしても、条例第7条第1号の規定に基づき非公開とされるべきものである。また、当該個人情報の公開について当該個人情報に係る本人の同意があったとしても同様に非公開とされるべきものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、第7条各号に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。

もちろん、具体的判断にあたっては、以上の規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

### 2 争点

実施機関は、本件文書について、その存否を答えることにより、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することになるとして、条例第9条に基づいて本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の存否を答えることの条例第7条第1号及び第9条該当性である。

### 3 本件決定の妥当性について

#### (1) 条例第9条の基本的な考え方

条例第9条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号（非公開情報）の規定により保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

しかしながら、本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な運用は、請求者の公文書公開請求権を侵害することになりかねない。したがって、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を第

7条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないように、特に慎重な運用に努めなければならないと解される。

本条が適用されるためには、①特定の個人を名指しして、または特定の事項（場所や分野）を限定して公開請求がなされているため、非公開決定（当該公文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行って、その旨を請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになること（以下「要件1」という。）及び②当該情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること（以下「要件2」という。）の2つの要件を備えていることが必要であると解される。

(2) 要件1 該当性について

当審査会において、本件請求を見分したところ、実施機関が異議申立人に宛てて送付した文書であり、その内容から、異議申立人が実施機関に対して苦情を申し入れ、実施機関がその苦情に対して謝罪しているという事実並びに、異議申立人が公開請求及び不服申立てを行っているという事実が記載されていることが認められる。

また、実施機関は、異議申立人の氏名を削除する補正を依頼しているが、異議申立人は当該補正を拒否している。

以上から、本件請求に対して、実施機関が本件決定以外の公開決定等を行えば、上記事実が明らかとなることから、要件1に該当すると認められる。

(3) 要件2 該当性について

ア 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

イ 条例第7条第1号該当性について

上記事実は、条例第7条第1号本文に該当することは明らかであり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、上記事実は、条例第7条第1号に該当すると認められることから、要件2に該当すると認められる。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

別表

(あ)	決定	平成 24 年 8 月 21 日付け大政第 172 号 公開請求拒否決定
(い)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	8 月 1 日付政策企画室市民情報部公開制度等担当の文書を見ると ①外部に発信する文書を「～担当」で出しているが、文中にお詫びの文言があるのに係長名で文書を出して良いと大阪市が決めた又は認めた文書。 (〇〇係長が責任を取れるのか。) ②又、ミスを出したこの係長は次回の審査会に報告をしよう。 ※市民をバカにするにもホドがある。 答申のマチガイが今回の様に市民よりの指摘により発覚した場合の事務局が今すぐしなければならぬ手続きが分かる全文書。 (市民は何週間も待たないぞ。)
(う)	公開請求を拒否する理由	本件請求にかかる添付文書に、特定個人の氏名が記載されており、本件請求にかかる公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定個人にかかる個人情報等、条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」を公開することとなるため、条例第 9 条により、本件請求を拒否する。

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 72 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 9 月 25 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 10 月 10 日	異議申立人から意見書の提出
平成 25 年 10 月 1 日	審議 (論点整理)
平成 26 年 2 月 4 日	審議 (答申案)
平成 26 年 2 月 18 日	審議 (答申案)
平成 26 年 3 月 14 日	答申